

令和6年度 茨城支部事業報告について



1. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（業務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
(Ⅱ)業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底	○ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ○ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。	◇朝昼夕のユニットミーティングを行う。 ◇集中タイムを設け、生産性の向上を図る。 ◇ユニットごとに勉強会を行い、標準化・効率化・簡素化を推進する。		◇処理状況を記載した資料などを配付のうえ朝夕にユニットごとのミーティングを実施し、状況共有、具体的な指示を行った。 ◇集中タイム、毎週金曜日の更正タイムは継続して設定。	A
	②サービス水準の向上 【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	◇ 業務の標準化、簡素化、効率化を徹底することにより生産性を向上させ、サービススタンダードの確実な達成（さらに早期化）を図る。 ◇ 郵送による申請の広報を実施し、郵送化率を向上させる。 ◇ お客様満足度の向上のため、接遇研修の実施等により、電話対応スキルアップを図る。 ◇ 支部の電話対応の在り方について、プロジェクト会議による検討を行う。	① SS 100% (全国：99.9%) ②郵送化率： 94.4% (全国95.6%) ③お客様満足度 窓口：96.4% 架電：77.8%	【KPI達成状況】 ① 100%（達成） ② 95.5%（達成） 全国18位 全国平均 95.6% ◇ サービススタンダード 100% ◇ 郵送化率 95.5% ◇ お客様満足度調査 ・窓口 96.4% 全国40位 全国平均 97.7% ・架電調査令和6年度未実施	A
	③現金給付等の適正化の推進	○ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ○ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ○ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ○ 標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。	◇ 高標準報酬月額者、取得、月額変更直後の申請など確認し、疑義案件については保険給付適正化PT会議で議題とし、以降の対応を検討する。 ◇ 継続して毎週金曜日16時からの更正優先タイムを活用することにより効率的な事務処理となっている。	◇年金との調整： 178件 48,049,648円	◇「保険給付適正化PT会議」は年間 12回開催した。 ◇年金との併給調整 返納金調定 173件 55,415,150円
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

1. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（業務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
③現金給付等の適正化の推進（続き）	○ 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術所へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。	◇ 審査会にて部位ころがしの疑いある施術所多部位・長期・頻回の多い施術所利用者へ直接患者照会を行うことにより、一人当たり柔整療養費の減少率を図る。 ◇ 本部から提供されるデータを使用し、部位ころがしの疑いの対象者が多い施術所を抽出し利用者へ患者照会を行う。（支部目標：毎月150%以上） ◇ 初療の日から6か月を経過した時点で医師の同意書が添付されているか確認。 ◇ 初回往療料請求時には距離が妥当であるか確認を行う。 ◇ 1年以上16日以上施術分は「継続理由・状態記入書」を提出させ内容確認を行う。上記について疑義のあるものについては確認、返戻する。	◇申請割合 0.58% (全国0.84%) ◇1人あたりの療養費 82.24円 ◇患者照会率 206.97%	◇ 多部位・頻回受診の申請書割合 平均 0.53% ◇ 1人あたりの療養費 80.56円 ◇ 患者照会率 201.94% 【自己評価】 ・ 施術箇所3部位、施術日数月15日以上申請を中心に患者照会を行い、患者照会率の目標は達成された。 ・医師の同意書についてレセプトにて「同意書交付料」が加算されているか確認。不正疑いなし。 ・はりきゅう併用については、初回申請、長期施術者についてレセプトを確認し、受診状況を確認。不正疑いなし。 【自己評価】 ・ あんまマッサージ、はりきゅう療養費の申請の審査を厳格に実施したが、不正疑いの申請はなかった。	A
	○ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。	◇ 発出される事務連絡に沿った対応及び未提出事業所への勧奨	確認書提出率 87.27% (全国89.12%)	86.95%（全国39位 全国平均88.44%） 前年度提出率との差 全国平均▲ 0.68% 茨城支部▲ 0.32% 【自己評価】 ・本部による提出勧奨を実施したが、確認書提出率は目標に到達できなかった。	B
(Ⅲ) ICT化の推進					
①オンライン資格確認等システムの周知徹底					
○ マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。	◇令和6年9月に加入者及び被扶養者分の「資格情報のお知らせ」を事業所を通じて送付を実施、同時に未収録者にはマイナンバーの照会を行った。			マイナ保険証利用率 国の平均：27.26%（令和7年3月）より若干低い ◇当支部作成の広報チラシ等において資格情報のお知らせ送付の周知を行った。また、大規模事業所（県内約30社）に対し協力依頼の通知等を実施した。	C
②マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応					
○ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。					
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

2. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
④レセプト点検の精度向上					
【KPI】					
① 協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする。(※)査定率=査定(減額)した額÷協会の医療費総額					
② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする。					
○ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図るとともに、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。					
○ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しについて、随時検討する。					
		・社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。	①0.174% (全国 0.156%) ②4,445円 (全国8,472円)	【KPI達成状況】 ①査定率 0.142%（未達成）全国 19位 全国平均 0.131% ②1件あたり査定効果額 4,499 円（達成）全国 45位 全国平均 9,908円 【自己評価】 ・基金との定例会前に、点検員全員で協議内容の再確認を実施し、情報共有を行った結果、査定効果額向上につながった。 また、支部間審査差異の事例に対し、他支部の審査状況や査定根拠を粘り強く協議した結果、一定程度の差異解消につながった。 ・月次の学習会を行った結果、点検員間で情報共有の機会が増えスキルアップにつながった。また、ベテラン点検員が新人の育成に全面的に協力してくれたことで、新人点検員のスキルが向上した。 ・大阪支部主催のWebによる研修会に参加。また、茨城支部においても支部独自研修を外部専門業者に委託し、開催。知識の習得を図ることができた。 ・個別面談において、再審結果のデータから支部全体及び個々の成績を分析の上、各点検員に対し点検傾向を示し、効果的な点検につなげることができた。 ・自動点検について、メンテナンス担当者を中心に検討会を行い、全員でメンテナンス内容の共有を図り、効果的な点検を実施することができた。	B
		・情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会を定期的で開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、高難度の事案等については、外部講師による研修を実施し、理解を深化させる。			
		・内容点検員との個別面談を実施し、業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）について情報共有を行い、方向性について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。			
		・自動点検マスタ等システムを活用した効果的な点検を徹底する。集中的スキルアップに向けた施策の実施。			
		・システム改良に対応した効果的効率的な資格点検及び外傷点検を実施する。			
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

2. 事業実施結果－基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化					
【KPI】					
① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。					
② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする。					
○ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。					
○ 文書や電話、さらに弁護士名による催告等を着実に実施することにより(返納金)債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。					
○ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、支部の広報ツールを活用した連絡先の記載率向上を図った上で、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。					
○ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。					
		・債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額債権や困難事例については、積極的に対応策を協議する。	◇70.93% (全国63.35%)		
		・債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、債務者の負担軽減を図るとともに確実な債権回収を図る。また、業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。			
		・住所不明者について、関係機関への住所照会や自治体への住民票調査を定期的を実施し、住所の把握に努める。			
		・年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に説明し理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。			
		・定期的に文書催告及び電話による納付勧奨を実施するとともに、弁護士名を活用した督促を実施。反応が無い債務者等については、費用対効果を踏まえたうえで法的手続きを実施し回収率の向上を図る。			
		・被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化するため、連絡先の記載率向上対策を日本年金機構に働きかける。	◇証回収率 81.51% (全国 82.10%)		
				【KPI達成状況】 64.74%（未達成）全国 40位 全国平均66.20% ◇ 債権回収率 全債35.52%（現年度 43.06% 過年度 25.57%） 返納金48.23%（現年度 64.76% 過年度25.14%） 【自己評価】 ・債権管理回収対策会議を毎月開催し、進捗管理を徹底。また、高額債権に特化した対策会議を開催。対応策を検討の上、戸別訪問等を実施し、回収率の向上につながった。 ・住所不明者について、定期的に年金機構への住所照会を実施。機構への住所照会後も、住所が不明な者については、自治体への住民票調査や相続人調査を行い、催告につなげることができた。 ・保険者間調整の積極的な案内及び保険者間調整の届出用紙が未提出となっている者への電話催告を定期的に実施した結果、回収率の向上につながった。 ・2回目催告時や高額な債権等に対して、弁護士名催告を活用し、回収率の向上につながった。	C
				【KPI達成状況】 80.94%（未達成）40位 全国 82.10% ※令和6年11月まで 【自己評価】 ・返納催告については、随時もれなく実施した。 ・年金機構との協議の中で、回収不能届に電話番号の記載徹底の依頼を行った。 ・回収不能届に電話番号の記載があったものは、全て電話催告を行った。	
【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る					

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画>				
	《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%）				
	1. 健診 ・業種別、二次医療圏別に生活習慣病予防健診実施率等が低い事業所に対する利用勧奨に関するパンフレットを配布する ・業種別、二次医療圏別に生活習慣病予防健診の実施率が低い業種を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施する ・業界団体や県、保健所及び市町村と連携して、生活習慣病予防健診実施率等の情報共有並びに同健診実施率等の向上に資する広報を協働して実施する				
	【自己評価】 (2) 事業者健診データ取得率 ・外部業者を活用して事業者健診データを取得する事業を規模を拡大して実施した結果、対前年度1.9%ポイント増、全国平均を1.1%ポイント上回る結果となったが、KPIは未達成となった。 ・令和7年度においては、引き続き外部業者を活用してデータ取得を行うとともに、対象者が多い事業所には職員が直接訪問するなど、勧奨をより強化する方針。 (3) 被扶養者の特定健診 ・自治体のがん検診と共同で実施する特定健診のほか、協会主催の集団健診を拡大実施する等して受診率向上を図り、対前年度0.6%ポイント増となったが、全国平均を1.2%ポイント下回り、KPI未達成となった。 ・令和7年度においては、未受診者への受診勧奨や、協会主催の集団健診の実施規模拡大等を通じて受診率を向上させる方針。				
	【自己評価について】 S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る				
	<事業計画> ①保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアingleポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ②生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上 【KPI】 ①生活習慣病予防健診実施率：61.8%以上 ②事業者健診データ取得率：9.2%以上 ③被扶養者の特定健診実施率：30.9%以上 ・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。 ・生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環境の整備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問して同契約締結を勧奨し、新規委託機関の開拓を推し進める。 ・2023年度に実施した自己負担の軽減並びに2024年度から実施する付加健診の対象年齢拡大といった利点を広く周知することも重要であることから、「顔の見える地域ネットワーク」を介した広報活動を強化することにより、受診率向上を推し進める。 ・生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、茨城支部が指定する目標件数を上回った場合に報奨金（インセンティブ）を支払うとした取組について、前年度から引き続き実施する。 ・市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において同時実施する。また、被扶養者の利便性やニーズ（オプショナル検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推し進める。				
	生活習慣病予防健診実施率 61.0% (全国32位) 事業者健診データ取得率 6.4% (全国33位) 特定健診実施率 27.5% (全国30位)				
	【KPI達成状況】 (1) 生活習慣病予防健診実施率 56.9% (全国34位 / 全国平均58.4%) (2) 事業者健診データ取得率 8.3% (全国20位 / 全国平均7.2%) (3) 被扶養者の特定健診実施率 28.1% (全国32位 / 全国平均29.3%)				
	【自己評価】 (1) 生活習慣病予防健診受診率 ・健診機関との新規委託契約、生活習慣病予防健診を利用していない事業所へ勧奨文書を発送する等の取組を実施したが、全国平均を1.5%ポイント下回り、KPIも未達成となった。 なお、令和6年度から健診実施率の算出方法が「健診実施支部」から「加入支部」に、変更があったため、今年度は実施率の単純比較ができなくなっている。 【変更点】 分子：自支部が契約する健診機関で受診した者の数 ↓ 自支部被保険者のうち受診した者の数 この変更の結果、本社が所在する地域が都市部の実施率が大幅に上昇し、地方は減少する傾向となっている。 参考までに従来と同様の方法により茨城支部の実施率を算出すると、62.4%となり、前年度実績を上回る結果となっている。 ・令和7年度においては、引き続き、生活習慣病予防健診未利用の事業所への勧奨を行うとともに、健診機関への新規委託契約の勧奨や、来年度から開始する人間ドック健診の働きかけを実施する等、健診実施体制の拡充を重点的に行う方針。				C

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 2. 特定保健指導 - 健康宣言事業所や二次医療圏の中で、行動変容の期待値の高い動機付け支援対象者に対する利用勧奨並びに生活習慣改善に資するパンフレットを送付する - 特定保健指導実施率の低い業種や二次医療圏を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施する - 業界団体や県、保健所及び市町村と連携して、業種ごとの特定保健指導実施率等の情報共有並びに同実施率の向上に資する広報を協働して実施する - 特定保健指導実施率が他の二次医療圏に比して実施率が低い同医療圏に所在する医療機関を対象に、新規委託契約のための訪問勧奨を強化する。また、すでに委託契約を締結している医療機関への訪問活動を拡充し、同機関のスキルアップ並びに定期的な進捗管理を実施する	<事業計画> ③ 特定保健指導の実施率及び質の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率：18.9%以上 ②被扶養者の特定保健指導の実施率：6.4%以上 - 特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 - 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効率的・効果的な利用勧奨を実施するとともに、特定保健指導の実施率等が低調な健診機関についても選定、訪問し、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。 - 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。 - その他検診車を活用したICT面談のスキームを検討、構築し、特定保健指導実施率のさらなる向上を目指す。 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。 - 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため、特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する事例集等を作成し、広く周知する。	被保険者実施率 16.4% (全国39位) 被扶養者実施率 5.4% (全国44位)	【KPI達成状況】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率 16.7% (全国39位 / 全国平均20.3%) ② 被扶養者の特定保健指導の実施率 4.6% (全国47位 / 全国平均17.1%) 【自己評価】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率 - 協会保健師による保健指導（直営）の他、専門機関及び健診機関での保健指導（委託）を実施。一部の健診機関において当日の初回面談の実施が推進した結果、前年度より0.3%増の実績を得られたが、健診機関の実施率において全体的な底上げが出来なかったため、全国平均3.6%ポイント下回り、KPI未達成となった。 - 令和7年度においては、健診機関での保健指導の実績を向上するため、既存の契約機関に対する実施数の拡大の働きかけと、新規委託契約機関数の増加に向けた交渉を重点的に行う方針。 - また、直営での実施率向上の施策として、特定保健指導の実施率が低い事業所について、幹部職員等が直接訪問して利用勧奨を実施する予定。 ② 被扶養者の特定保健指導の実施率 - 被扶養者については、市町村主催による集団健診会場での当日の初回面談が効果的であるが、健診機関の当日実施の体制が構築できない等の理由から、対前年度0.8%ポイント減となり、全国平均より12.5%ポイント低く、KPIも未達成となった。 - 令和7年度においては、市町村主催の集団健診を実施している健診機関に対しての当日初回面談の実施の働きかけと、協会主催で実施する集団健診においては、引き続き当日の初回面談を必須にすることや、会場の設定や実施地域等を改善すべく、取り組む方針。	C

【自己評価について】
S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成 C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

3. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（保健グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 3. 重症化予防 ・二次勧奨対象への文書勧奨に活用しているパンフレットを一部グラフ化するなどわかりやすく明示し、対象者の検査数値を「自分ごと」に捉えられるようなものを作成する。 ・令和7年度以降、早期受診勧奨は受診行動に効果的であるため、医療機関が受診者へ送付する健診結果に茨城県医師会と連名で作成したパンフレットを同封する。 また、健診当日に血圧が160/100mmHgの者に対して健診機関が直接パンフレットを渡すなどの仕組みを構築する（0次勧奨）	<事業計画> ④重症化予防対策の推進 【KPI】 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする ・被保険者及び被扶養者を対象とした未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。 ・その他、メタボ予備群に対するメタボ流入抑止及び特定保健指導未実施者対策のため、生活習慣の改善を促す冊子を作製のうえ、広く周知する。	健診受診月から10か月以内受診者割合 32.9% (全国27位)	【KPI達成状況】 健診受診月から10か月以内受診者割合 令和6年度の実績値 32.6%（全国35位 / 全国平均33.8%） ※令和6年度から指標が変更されている 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 →健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合 【未治療者への受診勧奨】 ○ 一次勧奨（本部対応）後、より詳細な解説等を記載したチラシ等による文書による二次勧奨を実施。 ○ 重症域者には電話勧奨も併せて実施。 文書勧奨 13,404件 電話勧奨 1,764件 【自己評価】 ・令和7年度においては6年度実績値32.6%以上を達成するため、支部にて実施する二次勧奨について、外部委託を活用し、勧奨文書の発送および電話勧奨を実施する。なお、勧奨文書については委託先のノウハウを取り入れ、ナッジを活用するなどし、効果が上がるよう工夫する。 ・また、重症化予防に関する広報やインセンティブ項目と関連した広報啓発などを実施する。	C

【自己評価について】
S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成 C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅱ) 健康づくり				
	<データヘルス計画> 《目標》 特定保健指導該当率を6年後（令和11年度）に1.5%減少させる。（令和4年度21.6% → 令和11年度20.1%） 4. コラボヘルス ・職員による事業所訪問、関係団体との連携、広報強化等を図る。 ・令和8年度中に全国で完了を目指している基本モデル（標準化）の取込みについて、令和6年度中の完了を目指し、文書や電話、訪問等による勧奨を実施する ・健康宣言事業所の中で特定保健指導に着眼し、実施率が低い事業所に対し、特定保健指導を受けてもらえるよう勧奨するとともに、事業所カルテ等送る際に危機感を持ってもらえるような文書等を同封する ・業態や地域により健康度の差異が見られるので、分析データ等を活用した広報を実施し、該当者の意識・行動変容を促す。	<事業計画> ⑤コラボヘルスの推進 【K P I】 健康宣言事業所数を1,390事業所以上とする ○健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ○中小企業における健康づくりを推進するため、協定を締結している商工会議所等と連携を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ○若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ○メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 ○職員による訪問、セミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。 ○健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。 ○茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」により健康宣言事業所の取組をフォローアップし、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。	◇宣言事業所数 累計： 1,245事業所	【K P I 達成状況】 1,889事業所（達成） ・健康経営推進のための協力業者を公募し、保険会社2社と覚書締結 ・建設業協会と連携協定締結。 ・信用保証協会と連携協定締結。（宣言事業所信用保証料割引制度） ・健康宣言優良法人取得事業所増加 349件（大規模4件、プライ4件、ネクストプライ4件、中小規模331件）※前年度263件 ・健康宣言事業所への特典 健康測定器具レンタル 190回 健康セミナー 28回 お口の健康教室 1回、お薬と健康教室 4回 メンタルヘルスケア研修 16回 熱中症講座 31回 ・事業所カルテの発送 ・商工会議所と連携について、茨城支部はモデル支部に選定され、茨城県内8商工会議所と連携し、常議員会等での経営者の集まりでの発信、広報・イベント等各種連携を実施。 ・茨城県商工会議所連合会、茨城県社会保険労務士会と三者協定締結。 ・保険会社等のセミナーでの発信。 ・水戸市と連携したセミナー開催。 ・茨城支部全体での宣言勧奨実施。 ・健康経営事例集作成。 ・健康宣言リーフレット刷新。	S
				【自己評価】 ・茨城支部全員参加型事業として、各種勧奨を実施した結果、大幅に目標を上回った。 ・モデル支部として、商工会議所と連携した事業展開の実施。 ・商工会議所、社労士会との三者協定締結。 ・信用保証協会、建設業協会、民間事業者等、関係諸団体との連携を強化。	

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	（Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ○協会全体のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の当支部では、前年度の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 ii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 ○ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 iii) 上手な医療のかかり方 ○医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。	【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点での前年度以上とする。 ※医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、ジェネリック医薬品希望シール、ジェネリック医薬品Q & A 冊子、ジェネリック希望を表示したお薬手帳カバー等を配布する等の広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ・茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。 ・安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。	◇ジェネリック医薬品使用割合 83.2% (全国平均83.6%)	【KPI達成状況】 89.1%（令和7年2月診療分） 27位 全国平均89.1% - ジェネリック医薬品使用促進広報としてWEB媒体やポスター広告を実施。ポスターは茨城県、健康保険組合連合会茨城連合会、水戸市と連名による広報を実施（Youtube動画広告、Tver、i飲食店でのデジタルサイネージ広告、つくばエクスプレス車内ポスター広告、茨城交通バス車内ポスター広告） - 医療機関、調剤薬局へのポスター配布。 - ラッピングバス広告の実施（茨城交通） - ジェネリック医薬品希望を明示したお薬手帳カバーを作成し県内薬局に配布（茨城県薬剤師会と連名）日立・鹿行・土浦医療圏 - 見える化ツールを各医療機関・薬局に送付。（医療機関・薬局計 1,915件） - 茨城県後発医薬品使用促進検討会議、ワーキンググループ会議に参画し意見発信 - 緊急性のない医療機関受診抑制を目的とした啓発動画を作成し、Youtube、Tverで配信。	S
				【自己評価】 - ジェネリック医薬品使用割合は令和7年2月時点89.1%（全国平均89.1%）で目標である83.2%達成ベース。 - WEB媒体や関係団体と連携して交通機関を活用した広報を実施した。	

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	②地域の医療供給体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制等に係る意見発信	○医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ○効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。		患者疾病別流出状況分でデータ、支部のリスク状況分析データを鹿行圏域で意見発信。 【自己評価】 ・地域医療構想調整会議で被用者保険代表として意見発信を行った。	A
	③インセンティブ制度の実施及び検証 ○2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ○加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	○インセンティブ制度全般に関する周知と、茨城支部として特に強化して広報を進める事項について検討し、各種媒体を活用した広報を展開する。	納告チラシ（11.3月）、社会保険いばらき（3月）インセンティブ記事掲載、メルマガ（2月）健康保険委員向けGUIDEBOOKに記事掲載。 HP掲載 【自己評価】 ・定型広報を中心に、インセンティブ制度広報を実施。	B	

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	(IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進				
	○協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。 ○このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部が策定する協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」及び、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を踏まえ、支部広報計画を策定し、実施する。 ○具体的には ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③ 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ連携して広報を実施する ④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ○広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ○生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ○関係団体との積極的な連携を図り具体的な事業展開を図る ○保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る） ○茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。 ○その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。	・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。 ・各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施 ・支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開 ・公共交通機関を活用した広報展開 ・健康イベントへの参加による協会事業のPR		・広報委員会を毎月実施。支部全体で広報施策、広報内容について検討。 ・LINE広報開始（11月～） ・令和6年度末時点メールマガジン配信数6,318件（前年度末5,869件） ・納入告知書同封チラシ「月刊協会けんぽいばらき」、社会保険協会の会報誌「社会保険いばらき」を活用した定期的な広報 ・健康づくりサイクルの総合広報として、WEB(Youtube、Tver)、ラジオ（職員生出演CM）、新聞広告、水戸駅デジタルサイネージ等実施。 ・茨城県広報誌「ひばり」、経済4団体広報誌、市町村広報誌等を活用した保険料率案内 ・健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」の定期的な広報（四半期に1回） ・事務手続き冊子「協会けんぽガイドブック」を6月に健康保険委員事業所に配布 ・乳幼児世帯向けに上手な医療のかかり方に関する冊子を送付（毎月） ・緊急性のない医療機関受診抑制を目的とした啓発動画を作成し、Youtube、Tverで配信 ・プレスリリース等、茨城支部からの働きかけにより、茨城新聞に記事掲載。 ・茨城新聞の「週刊茨城こども新聞」に令和3年4月4日から毎月第4週金曜日に健康や医療に関する協会けんぽの記事を掲載 ・支部移転に係る各種広報を計画的に実施。 ・関係団体との連携については、コラボヘルスの欄に掲載。	A

【自己評価】

・広報施策に重点的に取り組み、保険者機能強化予算を活用した広報を実施することで協会けんぽの認知度向上を図った。

・協会けんぽ全体で11月より支部ごとにLINE広報を開始し、月2回配信。

・支部移転に係る広報を実施。

・プレスリリースを毎月実施するなどマスメディアを通じた情報発信として茨城新聞社の協力によるこども新聞での連載など、今後も取り組みを強化していく。

・商工会議所を中心とした経済団体、県、水戸市等関係団体と顔の見えるネットワークを構築。

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
	(Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進				
	○健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。	【KPI】 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.1%以上とする 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。 【具体的な取組み】 ・ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。 ・社会保険委員、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。	◇被保険者カバー率 60.36% (全国平均 52.64%)	【KPI達成状況】 1) 61.6%（達成） 18位 全国平均 54.18% 健康保険委員数8,368名（3月末） 2) 7,381事業所（達成） 前年度末7,326事業所 ・文書、訪問等による勧奨、健康宣言事業所担当者への委嘱実施 ・健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」の定期的な広報（四半期に1回） ・委員限定「からだかわるセミナー」をオンライン実施。（LIVE、見逃し配信） ・令和6年11月26日年金委員・健康保険委員表彰式開催 大臣表彰 0名 理事長表彰 1名 支部長表彰 17名 【自己評価】 ・健康保険委員委嘱単独勧奨と健康宣言事業所勧奨をを効率的・効果的に行った結果、委嘱者数が伸び、健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合（カバー率）、前年度末事業所数の目標を上回った。	A

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
	(I) 人事・組織に関する取組				
	① 人事制度の適正な運用	○目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。		・ 人事評価制度については、グループ長補佐以上を評価者とし、目標設定や達成状況の確認について個別に面談を行うなど、人事評価制度の適正な運用を行った。	B
	② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	○保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○その他、支部のそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。		・ 全職員対象に以下の研修を行った。 メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、個人情報保護研修、ビジネススキル研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修、リスク管理研修、電話対応研修 ・ 協会全体でリスク予防措置取り組みを実施。 ・ 協会全体で有給取得促進を実施。 ・ 健康経営推進委員会、グループ長、補佐会議等支部横断の会議等を実施。	
	③ 働き方改革の推進	○すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ○具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ○年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。			
	④ 風通しのよい組織づくり	○協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際の討論の場などで、職員同士の様々な意見交換や情報交換を積極的に行い、課題の把握力及び解決力の強化に努める。			

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
（Ⅱ）内部統制等 ①内部統制の強化 ②個人情報の保護の徹底 ③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ④災害等の対応				・ 事故、物品破損等事案の発生 年度累計：4件 ・ 事務処理誤り 年度累計：28件 ・ 情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修実施 ・ コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会年2回実施（8月、2月） ・ 安否確認システムを活用した訓練を年3回実施。	C
				【自己評価】 ・ 事務処理誤り件数が前年度を上回った。	

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

4. 事業実施結果－組織体制関係（企画総務グループ）

項目	令和6年度事業計画	具体的な取り組み	5年度実績	令和6年度実施結果	自己評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備					
	（Ⅱ）内部統制等 ⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等	【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。 ○サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ○調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ○更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ○また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	・一者応札割合0% ・一者応札件数0件	【KPI達成状況】 12.5%（達成） ・一般競争入札 16件 一者応札 2件 → 一者応札割合 12.5% 【自己評価】 ・ 昨年の一者応札0件を下回ったが、該当した案件は支部移転に係るイレギュラーな案件であった。	A

【自己評価について】

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る